

議案第2号

富津市子ども・子育て会議設置条例の制定について

富津市子ども・子育て会議設置条例を別紙のとおり制定する。

平成25年8月30日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する附属機関として、富津市子ども・子育て会議を設置するため、条例を制定するものである。

富津市子ども・子育て会議設置条例
(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、富津市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年富津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

産業医	月額	30,000
-----	----	--------

」を

「

産業医	月額	30,000
子ども・子育て会議委員	日額	6,800

」に

改める。